

周南市高校生通学定期券購入補助制度

「周南市高校生通学定期券購入補助制度」は、公共交通（路線バス、離島航路）の利用促進と、高等学校等へ通学する方の経済的負担の軽減を図るため、通学に使用する路線バス又は離島航路の定期券購入費の一部を補助する制度です。

★補助対象者

市内に居住する、高等学校等(※1)に通学する生徒(※2)で、通学のために路線バス又は離島航路の通学定期券(※3)を購入される方(※4)

- ※1 高等学校(全日制・定時制・通信制)、高等専門学校(第1学年から第3学年)、専修学校(高等課程)など。ご不明な点があればお問合せください。
- ※2 申請書類は保護者が提出する必要があります。
- ※3 最も経済的な通常の経路で通学するための通学定期券(路線バスは県内移動、高速バスは市内移動のみ対象)とします。
- ※4 他の制度により全額通学費の補助を受けている方、生活保護を受けている方は対象となりません。

★補助金額

路線バス又は離島航路の通学定期券購入額から一月あたり 9,000 円を引いた金額が補助の対象となりますので、一月あたり 9,000 円を超える定期券が対象となります。

例) 1 か月 20,900 円の通学定期券を購入する場合

⇒ $20,900 \text{ 円} - 9,000 \text{ 円} = 11,900 \text{ 円}$ が補助金額となります。

1 学期(4 か月)73,100 円の通学定期券を購入する場合

⇒ $73,100 \text{ 円} - (9,000 \text{ 円} \times 4 \text{ か月}) = 37,100 \text{ 円}$ が補助金額となります。

1 か月 8,900 円の通学定期券を購入する場合

⇒この補助金の対象となりません。

★申請方法

防長交通又は大津島巡航の窓口で申請する場合

定期券販売窓口で補助金額を差し引いた金額で通学定期券を購入できます。ただし、定期の通用期間の一部が補助の対象とならない場合は市に直接申請となります。

防長交通では、通学定期券を新規購入する場合は利用開始日の 7 日前、継続購入の場合は利用開始日の 14 日前から購入が可能です。

通学定期券を購入するときに、定期券の申込書と、周南市高校生通学定期券購入補助金委任状に記入のうえ、在学を証明する書類(※5)と住所を証明する書類(※6)を添えて定期券販売窓口提出してください。

例) 1 か月 20,900 円の通学定期券を購入する場合、9,000 円で購入できます。

1 学期 73,100 円の通学定期券を購入する場合、 $9,000 \text{ 円} \times 4 \text{ か月} = 36,000 \text{ 円}$ で購入できます。

市に直接申請をする場合

防長交通のスマホ定期券を購入したとき、定期の通用期間の一部が補助の対象とならないとき、防長交通と大津島巡航以外の通学定期券を購入したときなどは市に直接申請してください。購入時は通常価格での購入となります。必要書類を提出していただいたのち、審査のうえ、補助金をご指定の口座に振り込みます。

周南市高校生通学定期券購入補助金交付申請書兼請求書に記入のうえ、在学を証明する書類(※5)と住所を証明する書類(※6)、領収書など定期券を購入したことがわかるもの、申請者名義の振込先口座の登録申請書を市公共交通対策課に提出してください(郵送可)。各総合支所でも受け付けます。

※5 学生証(生徒手帳)のコピー、または在学(通学)証明書

4月からの新入生が入学前に購入する場合は、合格通知書のコピーでも可

※6 住所が記載されている、運転免許証、マイナンバーカード、保険証などのコピー、住民票
提出した書類は返却できませんので、コピー等をご用意ください。

★よくある質問と回答

Q1. 路線バスの通学定期券を利用して市外の高校に通学していますが、対象となりますか。

A1. 市内に居住していれば、市外の高校へ通学する場合も対象となりますが、路線バスは県内移動に限ります。

Q2. 通学で路線バスを利用していますが、回数券は対象となりますか。

A2. 対象となりません。路線バスで対象となるのは、通学を目的として発行された定期券のみ(学生フリー定期含む)です。離島航路は通学定期乗船券が対象となります。

Q3. 高速バスの通学定期券を利用して広島市に通学していますが、対象となりますか。

A3. 対象となりません。高速バスの通学定期券で対象となるのは、市内を移動するもののみのみです。(例:徳山駅～熊毛IC、湯野温泉口～熊毛ICなど)

Q4. 通学でJRの通学定期券を利用していますが、対象となりますか。

A4. 対象となりません。対象となるのは路線バスの通学定期券(学生フリー定期含む)と離島航路の通学定期乗船券のみです。

Q5. 防長交通以外の路線バス事業者の通学定期券は対象となりますか。

A5. 対象となります。補助を受けるには、購入後、補助金交付申請書兼請求書と添付書類を市公共交通対策課に提出してください。

Q6. 自宅から通学先までの通学定期券は一月あたり9,000円を超えないため補助対象外ですが、塾に通うなど通学以外でも利用するために9,000円を超える定期券を購入した場合は対象となりますか。

A6. 自宅から通学先を超える範囲の定期券について申請をされた場合は対象となりません。事業者の窓口で購入後に対象外の利用が判明した場合、補助金は返還していただくこととなります。

Q7. スマホ定期券を購入しました。補助金はいつ頃振り込まれますか。

A7. 補助を受けるには、購入後、補助金交付申請書兼請求書と添付書類を市公共交通対策課に提出してください。受理した後、審査し、交付決定通知書を送付します。補助金の振り込みはその後となりますので、申請書を受理してから2か月程度かかると見込んでいます。

Q8. 補助金の委任状や申請書は、通学定期券を購入するたびに提出する必要がありますか。

A8. **防長交通又は大津島巡航の窓口で申請する場合**

1学年度で、通学定期券を購入する最初の1回目に提出が必要です。年度の途中で休学や退学等をする場合や住所が変更となる場合は手続きが必要となりますので、市公共交通対策課に連絡をお願いします。

市に直接申請をする場合

購入するごとに、市公共交通対策課に「周南市高校生通学定期券購入補助金交付申請書兼請求書(様式第5号)」を提出する必要がありますが、1学年度のうち、2回目以降の購入の際は、記入箇所や添付書類の一部を省略することができます。

Q9. 市内で転居しました。通学定期券や補助金はどのようになりますか。

A9. 市公共交通対策課に連絡をお願いします。通学定期券を払い戻される場合は、定期券販売窓口でご相談ください。

Q10. 市外に転出しました。通学定期券や補助金はどのようになりますか。

A10. 市公共交通対策課に連絡をお願いします。転出後は補助の対象外となりますので、購入された通学定期券の通常料金との差額をお支払いいただく(スマホ定期券の場合は補助金の返還)等が必要となります。通学定期券を払い戻される場合は、定期券販売窓口でご相談ください。

Q11. 通学定期券を紛失しました。再購入する場合は対象になりますか。

A11. 紛失した通学定期券と同じ期間の再購入は、補助の対象とはなりません。

Q12. 通学定期券の期間中に卒業や進学(高専3年生が4年生になり、補助対象外となる場合など)する場合はどうすればよいですか。

A12. 卒業や進学をする年度末の3月から4月にまたがる期間の通学定期券は、3月中について、日割りで補助の対象とします。(4月以降は対象となりません。)この場合、定期券販売窓口では補助金額を差し引いた金額で定期券を購入できませんので、購入後に市公共交通対策課に直接補助金を申請してください。

●お問合せ先

周南市都市整備部公共交通対策課

〒745-8655

周南市岐山通 1-1(周南市役所本庁舎 3 階)

TEL 0834-22-8426(平日 8:30~17:15)



様式等を周南市HPで配布しています